

●香川県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年7月29日から同年8月19日まで一般の縦覧に供する。

平成23年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市室本町字瀬戸403番1地 先から 観音寺市八幡町1丁目甲3427番4 地先まで	前	6.4~40.7	2,280	バイパス建設による道路整備
観音寺市室本町字瀬戸403番1地 先から 観音寺市八幡町3丁目甲3597番1 地先まで		8.3~44.0	2,350	
観音寺市室本町字瀬戸403番1地 先から 観音寺市八幡町1丁目甲3427番4 地先まで	後	6.4~40.7	2,280	
観音寺市室本町字瀬戸403番1地 先から 観音寺市八幡町1丁目甲3427番4 地先まで		8.3~51.5	2,804	